

令和6年度

学校いじめ防止基本方針

川崎市立はるひ野小学校

令和6年6月1日

学校教育目標

- 自分を生かして豊かに生きる [知力] (楽しく学ぼう)
- 思いやりをもって生きる [心情] (助け合おう)
- 心身ともに健やかに生きる [体力] (明るく生活しよう)
- 人々とともに生きる [小中連携] (だれとでも仲良くしよう)

学校経営の4つの領域（分類）

小中連携教育・ハートフルはるひ野プラン(本校版キャリア在り方生き方教育)の実践

知力

確かな学力を育てる教育の推進

心情

豊かな心を育てる教育の推進

体力

健やかな身体を育てる教育の推進

小中連携(特色)

小中連携教育と地域とともにある学校づくりの推進

中期経営目標(R5~R9 5年間)

- 資質・能力の3つの柱を育成する教育の推進
- 個に応じた支援教育の推進

- 人権尊重教育の推進
- 自他を尊重する思いやりの心の育成

- 健康・安全教育の推進
- 食育の推進と健康な身体の育成

- 小中連携教育活性化
- 学校運営協議会による学校改善の推進と開校20周年準備
- 家庭・地域社会と連携した教育の推進

今年度の経営目標

ハートフルはるひ野プランの推進と教育的支援の充実

- ①**重点**質の高い学びの実現
- ②**重点**個に応じた教育的支援の充実

- ①**重点**ハートフルはるひ野プランの推進
- ②**重点**道徳教育の充実
- ③**重点**特別活動の活性化

- ①**重点**健康・安全教育の推進
- ②**重点**教育相談の充実
- ③**重点**食育の推進

- ①**重点**小中連携教育推進
- ②**重点**地域と連携・協働した教育の推進
- ③**重点**学校評価による学校改善
- ④**重点**市制100周年事業推進

今年度の具体的な手立て

- ①**重点**質の高い学びの実現
 - ・各種研修による教員の授業力向上
 - ・社会科、生活科校内研究の推進による授業改善
 - ・GIGA スクール構想の推進とICTの有効活用
- ②**重点**個に応じた教育的支援の充実
 - ・通級指導教室と連携した授業のUD化の推進(1・2次支援の充実)
 - ・多様な学びの場の保障ときめ細やかな指導の実施
 - ・保護者との合意形成に基づく合理的配慮の提供
 - ・小中支援体制の連携・強化

- ①**重点**ハートフルはるひ野プランの推進
 - ・自他を尊重する心の育成
 - ・いじめ防止基本方針に沿った組織的な対応と、早期発見への取り組み
 - ・「共生*共育プログラム」による人間関係づくりやあいさつの励行など、いじめを生まない学校づくりへの取り組み
- ②**重点**道徳教育の推進
 - ・教育活動全体を通じての道徳教育の実践
- ③**重点**特別活動の充実
 - ・委員会やクラブ、児童会などの活動の充実
 - ・異学年交流の活性化
 - ・児童会と生徒会の連携

- ①**重点**健康・安全教育の推進
 - ・危機管理マニュアルの周知徹底と実用化
 - ・情報モラル教育の実践
 - ・感染症や熱中症等への対策の徹底
 - ・アレルギー対応の徹底
- ②**重点**教育相談の充実
 - ・支援教育C0を中心にした諸機関との連携
 - ・児童・保護者の不安に寄り添った教育相談の実施
- ③**重点**食育の推進
 - ・食を大切にする心の育成
 - ・地域に根差した食育の推進
 - ・給食における事故防止

- ①**重点**小中連携教育の推進と活性化
 - ・児童生徒主体の日常的な交流活動の実践
 - ・小中教職員合同OJT研修
- ②**重点**地域と連携・協働した教育の推進
 - ・学校運営協議会を中心とした教育活動の実践
 - ・地域行事への協力
 - ・地域教育会議(地域学校協働本部)との連携強化
 - ・開校20周年への準備
- ③**重点**学校評価による学校改善
 - ・学校評価アンケート実施
 - ・学校運営協議会での協議による学校改善の推進
- ④**重点**市制100周年事業の推進
 - ・事業への積極的な参加

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にされた授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童を一人の人間として尊重し、児童の気持ちを理解し、児童と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童の自浄力を育てます

児童自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童の顔色や姿勢、学習態度などは、児童の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童や保護者に啓発することによって、いじめられている児童や周りの児童が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的にを行います。

④ 周囲の児童への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
「いじめにより」とは、①②に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味します。
①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断します。例えば、
 - 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合

○ 金品等に重大な被害を被った場合

○ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、総括教諭、教務主任、
学年主任、支援教育コーディネーター、
養護教諭、
スクールカウンセラー（要請による派遣）、
スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（校長）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・（校長・支援教育 Co.）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・（校長・支援教育 Co.）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・（校長・支援教育 Co.）
- ・道徳教育との連携・・・（道徳主任）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・（校長・支援教育 Co.）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・（教務主任・支援教育 Co.）
1年・・・（学年主任） 2年・・・（学年主任）
3年・・・（学年主任） 4年・・・（学年主任）
5年・・・（学年主任） 6年・・・（学年主任）
サポート・・・（学年主任）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・（支援教育 Co.・養護教諭）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・（支援教育 Co.）

【児童・保護者・地域との連携】

- ・児童会との連携・・・（計画委員会担当）
- ・PTA校外委員会との連携・・・（教頭・教務主任・
校外委員担当）
- ・地域教育会議との連携・・・（教頭・教務主任・
地域教育会議担当）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・（校長・教頭・支援教育 Co.）
- ・児童相談所との連携・・・（校長・教頭・支援教育 Co.）

7 令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針、重点目標の確認 ・構成員の確認、役割分担 ・年間指導計画の確認 ・児童理解 ・かわさき共生*共育プログラムの取組及び効果測定について ・地域巡回の実施 教育相談週間の実施
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止対策に関する研修 ・第1回いじめに関するアンケートの内容検討 ・かわさき共生*共育プログラム実施① 効果測定の実施①
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回いじめに関するアンケートの実施・集約 ・かわさき共生*共育プログラム実施② ・【児童指導点検強化月間】の取組(朝会で「いじめ防止に関する講話」の実施等) ・携帯電話教室～正しい使い方といじめ予防～(4年生) ・SOS出し方・受け止め方教育の実施
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめに関するアンケートの結果を受けての対応 ・夏休み期間中の生活と対応の確認
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・児童理解と学びのユニバーサルデザインに関する研修
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認 ・かわさき共生*共育プログラム実施③ ・教育相談週間の実施 ・第1回いじめに関するアンケートの事後対応の実施 ・いじめ防止標語の作成 ・携帯電話教室～正しい使い方といじめ予防～(5年生)
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回いじめに関するアンケートの内容検討 ・かわさき共生*共育プログラム実施④ 効果測定の実施② ・いじめ防止標語の掲示
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめに関するアンケートの実施と集約 ・【学校公開週間】の取組(人権尊重に関する公開授業の実施等)
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめに関するアンケート結果を受けての対応 ・かわさき共生*共育プログラム実施⑤ 効果測定の実施③ ・教育相談週間の実施 ・携帯電話教室～正しい使い方といじめ予防～(6年生)
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・かわさき共生*共育プログラム実施⑥
2	<ul style="list-style-type: none"> ・【学校体制振り返り月間】の取組—来年度に向けての話し合い・会議 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・今年度の反省→学校評価への反映 ・第2回いじめに関するアンケートの事後対応の実施
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

8 本校のいじめ防止に向けた取り組み

活動内容(校内いじめ防止対策会議・児童指導部会・職員会議等)

- ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認、役割分担 ・年間指導計画の確認
- ・児童理解と学びのユニバーサルデザインについての研修(職員) ・教育相談の実施
- ・かわさき共生＊ 共育プログラム実施(全6回)
- ・いじめに関するアンケートの実施と集約、事後対応(全2回)
- ・効果測定の実施(全3回)
- ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
- ・地域巡回の実施
- ・児童指導点検強化月間の取り組み(朝会でいじめ防止に関する講話)
- ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取り組みの確認
- ・学校公開週間の取り組み(人権尊重に関する公開授業の実施)
- ・今年度の反省→学校評価への反映
- ・来年度に向けての基本方針の見直し
- ・SOS 出し方・受け止め方教育の実施

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・あいさつ運動
- ・委員会活動の掲示活動
- ・集会での呼びかけ
- ・友だち作りの集会活動

[交流活動の活性化]

- ・小中交流、異学年交流による活動
- ・学年集会、全校集会

[啓発活動]

- ・いじめ防止標語の作成
- ・年間テーマの設定、掲示

保護者の取組 (PTA 活動)

- ・校外委員会の企画運営による登校指導
- ・地域巡回パトロール
- ・校内、校外活動学習ボランティア